平成 28 年 6 月 15 日

株　主　各　位

株式会社　筑　波　銀　行
取締役頭取　藤 川 雅 海

「第 92 期定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

平成 28 年 6 月 7 日にご送付申しあげました「第 92 期定時株主総会招集ご通知」に一部修正すべき事項がございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって下記のとおり修正させていただきます。

記

以下の５箇所を修正いたします。

１.【修正箇所】

「第 92 期定時株主総会招集ご通知」35 ページ

第 1 号議案　「定款一部変更の件」の条文修正

（誤）

現行定款	変更案
（第二種優先期末配当金） 第 12 条　当銀行は、定款第 45 条に定める期末配当金を支払うときは、（以下省略）	削　除

（正）

現行定款	変更案
（第二種優先期末配当金） 第 12 条　当銀行は、定款第 47 条に定める期末配当金を支払うときは、（以下省略）	削　除

２．【修正箇所】

「第 92 期定時株主総会招集ご通知」36 ページ

第 1 号議案　「定款一部変更の件」の条文修正

（誤）

現行定款	変更案
（第二種優先中間配当金） 第 12 条の２　当銀行は、第 46 条に定める中間配当を行うときは、（以下省略）	削　除

（正）

現行定款	変更案
（第二種優先中間配当金） 第 12 条の２　当銀行は、第 48 条に定める中間配当を行うときは、（以下省略）	削　除

３．【修正箇所】

「第 92 期定時株主総会招集ご通知」37 ページ

第 1 号議案　「定款一部変更の件」の条文修正

（誤）

現行定款	変更案
（第三種優先期末配当金） 第 12 条の７　当銀行は、定款第 45 条に定める期末配当金を支払うときは、（以下省略）	（第三種優先期末配当金） 第 12 条　当銀行は、定款第 45 条に定める期末配当金を支払うときは、（以下省略）

（正）

現行定款	変更案
（第三種優先期末配当金） 第 12 条の７　当銀行は、定款第 47 条に定める期末配当金を支払うときは、（以下省略）	（第三種優先期末配当金） 第 12 条　当銀行は、定款第 47 条に定める期末配当金を支払うときは、（以下省略）

４．【修正箇所】

「第 92 期定時株主総会招集ご通知」38 ページ

第 1 号議案　「定款一部変更の件」の条文修正

（誤）

現行定款	変更案
（第四種優先期末配当金） 第 12 条の１３　当銀行は、定款第 45 条に定める期末配当金を支払うときは、（以下省略）	（第四種優先期末配当金） 第 12 条の７　当銀行は、定款第 45 条に定める期末配当金を支払うときは、（以下省略）

（正）

現行定款	変更案
（第四種優先期末配当金） 第 12 条の１３　当銀行は、定款第 47 条に定める期末配当金を支払うときは、（以下省略）	（第四種優先期末配当金） 第 12 条の７　当銀行は、定款第 47 条に定める期末配当金を支払うときは、（以下省略）

５．【修正箇所】

「第 92 期定時株主総会招集ご通知」39 ページ

第 1 号議案　「定款一部変更の件」の条文修正

（誤）

現行定款	変更案
（除斥期間） 第 12 条の２２　第 47 条の規定は、（以下省略）	（除斥期間） 第 12 条の１６　第 47 条の規定は、（以下省略）

（正）

現行定款	変更案
（除斥期間） 第 12 条の２２　第 49 条の規定は、（以下省略）	（除斥期間） 第 12 条の１６　第 49 条の規定は、（以下省略）

以上